重要事項説明書

株式会社ニチイケアパレス

ニチイホーム 柏の葉

TEL: 04-7137-2411

重要事項説明書

作成年月日	令和7年8月1日
作成者名	山納 修
所属・職	経営管理本部管理部・常務取締役

1. 事業主体概要

種類	個人/法人				
	※法人の場合、その種類 株式会社				
(ふりがな)	(かぶしきがいしゃにちいけあぱれす	r)			
名称	株式会社ニチイケアパレス				
主たる事務所の所在地	〒101-0062 東京都千代田	区神田駿河台四丁目6番地			
連絡先	電話番号	03-5834-5200			
	FAX 番号 03-3253-3142				
	ホームページアドレス https://www.nichii-carepalace.co.jp				
代表者	氏名 秋山 幸男				
	職名	代表取締役			
設立年月日	昭和 39 年 6 月 22 日				
主な実施事業	介護付有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅				

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

(ふりがな) 名称	(にちいほーむ かしわのは) ニチイホーム 柏の葉				
所在地	〒277-0814 千葉県柏市正連寺 544 番地中央 136 街区 7				
主な利用交通手段	最寄駅 柏の葉キャンパス駅				
	交通手段と所要時間	つくばエクスプレス「柏の葉キャンパス」駅 より徒歩9分(720m)			

連絡先	電話番号	04-7137-2411	
	FAX 番号	04-7137-2412	
	ホームページアドレス	https:// www.nichii-carepalace.co.jp	
管理者	氏名	寺澤 瞬	
	職名	ホーム長(施設長・管理者)	
建物の竣工日		平成 23 年 12 月 15 日	
有料老人ホーム事業の開始日		平成 24 年 1 月 16 日	

(類型)【表示事項】

1 介護付(-	1 介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)						
2 介護付(名	2 介護付(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)						
3 住宅型	3 住宅型						
4 健康型							
1 又は 2 に 該当する場 合	該当する場						
	指定した自治体 柏市						
	事業所の指定日 平成24年 2月 1日						
	指定の更新日(直近) 令和 6年 1月31日						

3. 建物概要

土地	敷地面積	2	2, 115. 00 m²				
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地					
		2 事業者が賃借する土地					
		抵当権の有無	1 あり 2 なし				
		契約期間	1 あり (2011年12月15日~2041年12月14日) 2 なし				
		契約の自動更新	1 あり 2 なし				
建物	延床面積	全体	4,002.02 ㎡(地上5階建)				
		うち、老人ホーム部分	4, 002. 02 m²				
	耐火構造	1 耐火建築物					
		2 準耐火建築物					
		3 その他()				

	構造	1	鉄筋コン	クリ	ート造			
		2	鉄骨造					
		3	木造					
		4	4 その他()					
	所有関係	1	1 事業者が自ら所有する建物					
		2	事業者が					
		抵	当権の	設定		1 あり 2	なし	
						1 あり (平成	23年12月1	5 日 ~
		契	約期	間			平成 53 4	年12月14日)
						2 なし		
		契	約の自動	更新		1 あり 2	なし	
居室の状況		1	全室個室	Ĭ				
	居室区分	2	相部屋あ	りり				
	【表示事			最少				1人部屋
	項】			最大				2 人部屋
		1	トイレ 浴室			面積	戸数・室数	区分※
	タイプ 1	有	有/無			18. 04 m ² ∼ 18. 15 m ²	84 室	一般居室個室
	タイプ 2	有	有/無 有/無 36.30 m 8 室					一般居室個室
※「一般居室位	固室」「一般居	室相部	E相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記					
入。								
共用施設	共用便所にお	ける			うち男っ	女別の対応が同	可能な便房	2ヶ所
	便房		10 ケ原	近	うち車権	寄子等の対応が	可能な便房	7ヶ所
					個 室			3ヶ所
	共用浴室		5ヶ所 大浴場(一般浴室			一般浴室、特別	川浴室)	2ヶ所
					チェアー	一浴		1ヶ所
	共用浴室にお	ける	2ヶ所 ストレッチャー浴 一ヶ所					1ヶ所
	介護浴槽							ーヶ所
								ーヶ所
	食堂		1 あり 2 なし					
	入居者や家類 利 用できる調		1 あり 2 なし					

	エレベーター	1 あり (車椅子対応)				
		2 あり (ストレッチャー対応)				
		3 あり(上記1・2に該当しない)				
		4 なし				
消防用設備	消火器	1 あり 2 なし				
等	自動火災報知設備	1 あり 2 なし				
	火災通報設備	1 あり 2 なし				
	スプリンクラー	1 あり 2 なし				
	防火管理者	1 あり 2 なし				
	防災計画	1 あり 2 なし				
その他	エントランスホール	、機能訓練室、健康管理室、応接室、談話室、ヘルパーステー				
	ション、ファミリー	ルーム、理美容室、洗濯場、				
	事務室、駐車場					

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	 自立した生活が困難になったお客様に対して、 心身の状態に合わせた個別の介護計画を作成し 家庭的な環境の下で食事・入浴・排泄等の日常 生活の世話及び心身の機能訓練等必要なサービスを提供します。 可能な限り自立した生活が送れるように"自立 援助"をサービスの基本としお客様の意志及び 人格を尊重しお客様の立場に立った適切なサー ビスの提供に努めます。 ホーム完結型にならないように関係市町村や他 の施設・団体・ボランティア等の福祉サービス を提供する者と綿密な連携を図り、総合的な サービスの提供に努め、地域を生活圏とした社 会生活上の便宜を図ります。
----------	--

サービスの提供内容に関する特色	私たちニチイホームは、お客様の自由で楽しい暮らしを叶えるために、施設介護 30 年以上の実績と経験に基づいた、「安心・安全」のサービスを具現化してきました。 働くスタッフや施設が「安心・安全」を心がけることが、すべての基本です。ニチイホームでは、介護の質にこだわり、経験・技能・知識の全てを修得した「プラチナ介護職」になることを、全スタッフの共通目標として推進することで、日々進化していくサービスを提供しています。そして、ご家族と離れて毎日暮らす場所だからこそ、しっかりと見ていただきたい大災害への備え。東日本大震災を教訓に策定した、ニチイホーム独自の災害対策で、お客様の暮らしをお守りいたします。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

_ (介護サービスの内容)	水竹足旭取八 店	有工值 /	7)近内で11	つくいない場合は省略可能
	個別機能訓練	(I)	1 あり	2 なし
	加算	(II)	1 あり	2 なし
	夜間看護体制	(I)	1 あり	2 なし
	加算	(II)	1 あり	2 なし
	協力医療機関連技		1 あり	2 なし
	看取り介護	(I)	1 あり	2 なし
	加算	(II)	1 あり	2 なし
	退院・退所時連	連携加算	1 あり	2 なし
	退所時情報連携	夢	1 あり	2 なし
	入居継続支援	(I)	1 あり	2 なし
	加算	([[)	1 あり	2 なし
	生活機能向上	(I)	1 あり	2 なし
特定施設入居者生活介護	連携加算	(11)	1 あり	2 なし
の加算の対象となるサー	若年性認知症入 算	居者受入加	1 あり	2 なし
ビスの体制の有無	高齢者施設等感力算	染対策向上	1 あり	2なし
	生産性向上推進	生体制加算 (1)	1 あり	2 なし
	口腔・栄養スク 加算	リーニング	1 あり	2 なし
	科学的介護推進体	本制加算	1 あり	2 なし
	ADL 維持等加算		1 あり	2 なし
	認知症専門ケ	(I)	1 あり	2 なし
	ア加算	(II)	1 あり	2 なし
	サービス提供	(I)	1 あり	
	体制強化加算	(II)	1 あり	2 なし
		(III)	1 あり	2 なし
	介護職員等処	(I)	1 あり	2 なし
	遇改善加算	(II)	1 あり	2 なし
人員配置が手厚い介護		(介護・看護	護職員の配	 2置率)
サービスの実施の有無	1 あり			: 1
	2 なし	I		

(医療連携の内容)

医療支援		1	救急車の手配	
	※複数選択可	2	入退院の付き添い	
		3	通院介助	
		4	その他()

協力医療機関	1	名 称	柏ビレジクリニック		
		住 所	千葉県柏市花野井1814-12		
		診療科目	内科		
		協力内容	入所者の病状の急変時等 において相談対応を行う 体制を常時確保 診療の求めがあった場合 において診療を行う体制 を常時確保		
	2	名 称	医療法人社団紘和会 流山北クリニック		
		住 所	千葉県流山市江戸川台東二丁目 318 番地		
		診療科目	内科、精神科		
		診療科目 協力内容	入所者の病状の急変時等 ありにおいて相談対応を行う 体制を常時確保 診療の求めがあった場合 ありにおいて診療を行う体制を常時確保		
	3	名 称	(提携医療機関) 医療法人社団康喜会 辻仲病院柏の葉		
		住 所	千葉県柏市若柴178番地2 柏の葉キャンパス148街区6		
		診療科目	内科・消化器内科、消化器外科、泌尿器科、 大腸・肛門外科、婦人科		
		協力内容	入所者の病状の急変時等 において相談対応を行う 体制を常時確保 診療の求めがあった場合 において診療を行う体制 を常時確保		
	新興感染症発生時に連携する		柏ビレジクリニック		
医療機関		住所	千葉県柏市花野井1814-12		
		名称	医療法人社団紘和会 流山北クリニック		
			千葉県流山市江戸川台東二丁目 318 番地		
協力歯科医療機	 関	名 称	たかの歯科医院		
		住 所	千葉県柏市若柴1-81		
		協力内容	訪問診療		

(入居後に居室を住み替える場合)

入居後に居室を信	Eみ替える場合	1 一時介護室へ移る場合				
	※複数選択可	2 介護居室へ移る場合				
		3 その他 (一般居室兼介護居室間の住み替えの場合)				
		4 住み替えなし(この項は以下余白)				
判断基準の内容		 ホームは、お客様の日常生活の維持及びホーム運営上、特に支障があり、特別な配慮が必要であると認められた場合にはお客様の居室を変更することがあるものとします。 この場合、追加費用は発生しないものとします。また個室の一般居室(兼介護居室)のお客様は個室の一般居室(兼介護居室)への変更となります。転室に伴い、構造若しくは仕様の変更、又は当初の居室と比較し面積が増減することがあります。 				
手続きの内容		ホームは、居室変更の判断に際しては、次に掲げる手続きをとるものとします。 ① 緊急止むを得ない場合を除いて一定の観察期間を設けるものとします。 ② ホームの指定する医師の意見を聴くものとします。 ③ お客様及び身元引受人等の同意を得るものとします。				
追加的費用の有無	Ħ.	1 あり 2 なし				
居室利用権の取扱	及しい	利用権の対象居室は、当初の居室から変更後の居室に変更となります。				
前払金償却の調整	をの有無	1 あり 2 なし				
従前の居室との	面積の増減	1 あり 2 なし				
仕様の変更	便所の変更	1 あり 2 なし				
	浴室の変更	1 あり 2 なし				
	洗面所の変更	1 あり 2 なし				
	台所の変更	1 あり 2 なし				
	その他の変更	1 あり (変更内容) 構造もしくは仕様に変更がある場合があり ます。				
		2 なし				

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立している者	1 あり 2 なし
【表示事項】	要支援の者	1 あり 2 なし
	要介護の者	1 あり 2 なし
留意事項	の方 ③ 複数入居者による共 ④ 著しい自傷他害の恐 ⑤ 当ホーム内で恒常的 い方	介護又は要支援認定が要介護・要支援 同生活を営むことに概ね支障がない方 れがない方 に医師の治療を受けることを必要としな とを承諾し、ニチイケアパレスの運営方

身元引受人等の条件、義務等

【入居契約書「身元引受人」条項より】

- 1. お客様は、ニチイケアパレスが承認する身元引受人を一人以上定めるものとします。
- 2. 前項の身元引受人は、お客様の連帯保証人として、本契約により生ずるお客様のニチイケアパレスに対する一切の債務の履行につき、極度額として契約開始時の月額利用料の12か月分の範囲内において連帯して保証するとともに、管理規程に定めるところに従い、ホームと協議し、必要な場合には、お客様の身柄を引き取るものとします。
- 3. 身元引受人は、原則としてお客様の配偶者がなることはできないものとします。ただし、身元引受人を複数人定める場合は、 そのうちの一人をお客様の配偶者とすることができるものとします。
- 4. ホームは、お客様の生活において必要な場合には、身元 引受人への連絡及び協議等に努めるものとします。
- 5. ホームは、お客様の生活状況、健康状況及びサービスの提供状況等を、定期的に身元引受人に対して連絡するものとします。
- 6. 身元引受人は、お客様が亡くなられた場合の遺体及び遺留 金品並びにその他残置物の引き受けを行うものとします。
- 7. ニチイケアパレスは、本条において身元引受人が一人では 履行しかねると判断した場合には、複数人の身元引受人を 定めることを要求することができるものとします。
- 8. お客様が複数人の身元引受人を定めた場合には、お客様は そのうちの一人を代表身元引受人と定めるものとし、ニチイケ アパレスは、本契約に基づく身元引受人に対する義務を、代表 身元引受人に対して履行すれば足りるものとします。

契約の解除の内容

【入居契約書「契約の終了」条項より】

次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約は、終了する ものとします。

- ① お客様が亡くなられた場合 (死亡日を本契約終了日とします)
- ② お客様が本契約の「お客様による中途解約」条項に基づき 本契約を中途解約した場合
- ③ お客様が本契約の「3ヶ月以内の解約」条項に基づき本契約を解約した場合
- ④ お客様が本契約の「お客様による契約解除」条項に基づき 本契約を解除した場合
- ⑤ ニチイケアパレスが本契約の「ニチイケアパレスによる 契約解除」条項に基づき本契約を解除した場合

【入居契約書「お客様による契約解除」条項より】

1.お客様は、次に掲げる事由が客観的に存在すると認められた場合には、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- ① ニチイケアパレスが、お客様、そのご家族又は身元引受人 に対し、不法行為を行った場合
- ② ニチイケアパレスが、本契約に著しく違反し、お客様に対して重大な損害を発生させた場合
- ③ ニチイケアパレスが、正当な理由なくサービスの提供を 拒否した場合
- ④ ニチイケアパレスが、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立又は会社更生手続開始の申立をし又は申立を受けた場合
- ⑤ 上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- 2. お客様は、ニチイケアパレス又はその役員が次の各号のいずれか該当した場合、催告することなく、本契約を解除することができるものとします。
- ① 本契約「反社会的勢力の排除の確認」条項の各号の確 約に 反する事実が判明した場合
- ② 本契約締結後にニチイケアパレス自ら又は役員が反社会的勢力に該当する者となった場合

【入居契約書「ニチイケアパレスによる契約解除」条項より】

- 1. ニチイケアパレスは、お客様が次に掲げる事項のいずれかに 該当した場合には、本条第2項に定める規定に従い、本契約 を解除することができるものとします。なお、原則としてニ チイケアパレスは、お客様及び身元引受人と協議の場を設 け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを 慎重に決定するものとします。
- ① お客様による費用又は料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ② お客様が正当な理由なく本契約「入居金」又は「保証金」条項に定める期日までに入居金又は保証金を支払わなかった場合

つづき	② 7. 民に立まる事業に	虚偽の記載をし、又は故意に不利益とな
_	0	
契約の解除の内容		等の不正手段により、ニチイケアパレス
	との信頼関係に支障	
	9	ームで対応困難な看護行為が必要にな
	•	パレスが関係法令に基づくホームでの
		困難であると判断した場合
	⑤ 病気治療のため病院	ともしくは診療所等に入院し、6ヶ月を
	経過しても退院でき	ないことが明らかな場合
	⑥ お客様が、ホームへ	所定の届出をせず、3ヶ月以上の長期
	にわたってホームを	離れることが明らかな場合
	⑦ お客様又は身元引受	人、返還金受取人が、法令又は本契約
	の条項に違反しニチ	イケアパレスが改善の見込みがないと
	判断した場合	
	⑧ お客様又は身元引受	人、返還金受取人が、ニチイケアパレ
	•	他のお客様の生命、身体、財産もしく
		れがあり、かつニチイケアパレスがこ
	れを防止できないと	
	"	法令の改変、その他止むを得ない事情
		ーム運営が困難になった場合
		又は身元引受人とニチイケアパレスと
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	きたし、その回復が困難であり、ニチ
		なサービスの提供を継続できないと判
	断した場合	TO THE TENED CONTROL C
	77 1 - 27.	力の排除の確認」条項の各号の確約
	0 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	した場合又は本契約締結後にお客様、身
		取人が反社会的勢力に該当する者となっ
	た場合	吸入が及伍去的另方に吸引する名となう
	*** -	前項に基づき本契約を解除するために
	は、次に掲げる手続き	
		を握るものとしより。 第⑦号に基づく解除は、原則として
		を要するものとします。
	7	そ安りのものとしより。 号及び第⑧号乃至第⑪号に基づく解除
		ったい第0g71主第0gに盛り、 にあに解除することができるものと
		、旦のに呼ばりることができるものと
	します。	無について放割し おおとればれい担人
	0	無について確認し、移転先がない場合
		ご家族、身元引受人又は関係機関と協
		ついて協力するものとします。
	0	基づく本契約の解除の場合には、前各
	安切手続さに加え、	医師の意見を聴くものとします。
■ ■ 事業主体から解約を求める場合		前項、「契約解除の内容」に明記の
· //C	解除条項	【入居契約書「ニチイケアパレスによ
	1 11 IAN / N	る契約解除」条項より】に定めるとお
		り。
	解除予告期間	原則3ヶ月
入居者からの解約予告期間		30 日以上
		·

体験入居の内容	1 あり(内容:1 泊 2 日 11,000 円(うち消費税等 1,000 円))
	※ 7泊8日までのご契約となります。※ 家賃・管理費・食費・介護費が含まれます。※ 介護保険の適用外サービスとなります。※ ご利用者個人のおむつ代、医療費、嗜好品購入費などは含まれておりません。
	2 なし
入居定員	100 人
その他	_

5. 職員体制(令和6年7月1日現在)

※有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません)。

(職種別の職員数)

	職員数(実人数))		常勤換算人数
	合計			※ 1 ※ 2
		常勤	非常勤	
管理者	1	1		1.0
生活相談員	1	1		1. 0
直接処遇職員	39	30	9	36. 0
介護職員	34	27	7	31.8
看護職員	5	3	2	4. 2
機能訓練指導員	2	2		2. 0
計画作成担当者	1	1		1.0
栄養士				(委託)
調理員				(委託)
事務員	2	2		2. 0
その他職員	5		5	2.8
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※ ※当ホームの常勤の従業者時間数(所定労働時間)は、しています。				

・28 日の月: 160 時間 ・30 日の月: 168 時間 ・29 日の月: 160 時間 ・31 日の月: 176 時間

- ※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。
- ※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	23	19	4
実務者研修の修了者	3	2	1
初任者研修の修了者	8	6	2
介護支援専門員			

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士	1	1	
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間(16 時 30 分~翌 9 時 30 分)							
平均人数 最少時人数 (休憩者等を除く)							
看護職員	0	0					
介護職員 4 4							

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の	契約上の職	員配置比率※	a	1.5:1以上	
利用者に対する看護・介護職	【表示事項】]		b	2:1以上
員の割合				С	2.5:1以上
(一般型特定施設以外の場				d	3:1以上
合、本欄は省略可能)	実際の配置	比率			0.1.1
	(記入日時	点での利用者数:常勤換算		2.1:1	
※広告、パンフレット等におり	する記載内容	に合致するものを選択	_	_	
外部サービス利用型特定施設	である有料	ホームの職員数			人
老人ホームの介護サービス提供	訪問介護事業所の称				
サービス利用型特定施設以外の	訪問看護事業所の称				
は省略可能)		通所介護事業所の称			

(職員の状況)

(1902)	/1/\DL)										
		他の職	務との兼	務				1 あ	9 2	なし	
管理者	管理者		業務に係る資格等 1		1 あり	あり					
					資格等	名称					
					2 なし		<u> </u>				
		看護	職員	介記	護職員	生活材	相談員	機能訓絲	東指導員	計画作品	戈担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度採用者	E1年間の 行数	1	1	3	1			1			
前年度退職者	E1年間の 行数	1		3	6					1	
応じた	1年未満		2	3	1			1			
応じた職員の業務に従事した	1年以上 3年未満	1		5	1						
人数を経験年数に	3年以上 5年未満			4							
数に	5年以上 10年未満			11		1				1	
	10 年以上	2		4	5			1			
従業者	の健康診断	の実施状	:況		1 b	り 2	なし	•	1	1	1

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】		 利用権方式 建物賃貸借方式 終身建物賃貸借方式 					
利用料金の	利用料金の支払い方式【表示事項】		 全額前払い方式 一部前払い・一部月払い方式 月払い方式 				
【表示事項			選択方式 該当する方式を全て選択	1 2 3	一部前払い・一部月払い方式※1		
					1 「6-1.一時金方式」参照 2 「6-2.月払い方式」参照		
年齢に応じ	た金額設定	1 あり 2 なし					
要介護状態	に応じた金額設定	1 あり 2 なし					
入院等によ	る不在時における	1 減額なし(但し、食材費の返金あり)					
利用料金(月払い)の取扱い	2 日割り計算で減額					
		3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額					
利用料金 条件 の改定			・物価変動、関連法令の改正、人件費上昇などにより、改定する場合があります。				
	手続き	・ホーム所在地の自治体が発表する消費者物価指数、人件費等、関連法令等の改正及び運営懇談会の意見を勘案して決定します。・改定の実施にあたっては、お客様及び身元引受人に対して事前に通知するものとします。					

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2		
入居者の状	要介護度	要介護 1	要介護1		
況	年齢	75 歳以上	75 歳以上		
居室の状況	床面積	18. 04 m²	18. 04 m²		
	便所	1 有 2 無	1 有 2 無		
	浴室	1 有 2 無	1 有 2 無		
	台所	1 有 2 無	1 有 2 無		
入居時点で	前払金	6,000,000円	0円		
必要な費用	敷金	0 円	500,000 円		
月額費用の合	計	227, 599 円	327, 599 円		
家賃		80,000円	180,000 円		
サー特定	産施設入居者生活介護**1の費用	16,699 円	16,699 円		
	食 費	75, 900 円	75, 900 円		
	管 理 費	55,000円	55,000円		
X 保 費 険	^ -# -# 	一円	一円		
用外	光熱水費	(管理費に含む)円	(管理費に含む)円		

^{※1} 月30日利用した場合の自己負担額(1割負担の場合)で、基本単位で算出した額(加算分は含まれていません)。

^{※2} 有料老人ホーム事業として受領する費用。

6-1. 一時金方式 (年齢は契約開始日時での年齢)

単位:円

	プラン称	入居金 (非課税)	月額	(内訳)				
居 室 タイプ	標準プラン		iii	家 賃 相当額 (非課税)	介護 費用	食費 (税込)	光熱 水費	管理費 (非課税)
	75歳以上	6, 000, 000	210, 900	80, 000	※ 1	75, 900	_	55, 000
	74歳	7, 200, 000	210, 900	80, 000	※ 1	75, 900	_	55, 000
居室 I	73歳	8, 400, 000	210, 900	80, 000	※ 1	75, 900	_	55, 000
后至 I	72歳	9, 600, 000	210, 900	80, 000	※ 1	75, 900	_	55, 000
	71歳	10, 800, 000	210, 900	80, 000	※ 1	75, 900	_	55, 000
	70歳	12, 000, 000	210, 900	80, 000	※ 1	75, 900	_	55, 000
	75歳以上	12, 000, 000	273, 400	115, 000	※ 1	75, 900	_	82, 500
	74歳	14, 400, 000	273, 400	115, 000	※ 1	75, 900	_	82, 500
居室Ⅱ	73歳	16, 800, 000	273, 400	115, 000	※ 1	75, 900	_	82, 500
冶圭Ⅱ	72歳	19, 200, 000	273, 400	115, 000	※ 1	75, 900	_	82, 500
	71歳	21, 600, 000	273, 400	115, 000	※ 1	75, 900	_	82, 500
	70歳	24, 000, 000	273, 400	115, 000	※ 1	75, 900	_	82, 500

- ※1 生活サポート費がかかる場合があります(「利用料金の算定根拠」参照)。
- ※2 月額(計)には介護保険サービス費は含みません(「6-3. 介護保険サービス費(介護費)参照」)。
- ※3 居室Ⅱは二人入居可能です。

◎ 入居金の算定の基礎

入居金=1ヶ月分の前払家賃相当額(円)× 想定居住期間(月数)+ 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額

◎ 1ヶ月分の前払家賃相当額

1ヶ月分の家賃相当額のうち、一部を入居金としてお支払いいただく額となります。

居室 I 70,000 円 (各年齢共通) 居室 II 140,000 円 (各年齢共通)

◎ 想定居住期間

想定居住期間は、入居している又は入居することが想定される入居者の入居後の各年経過時点での 退去率をもとに、居住継続率が概ね 50%となるまでの期間を考慮して、契約開始日時年齢帯毎に 下記のとおり定めています。

- ・75歳以上 60ヶ月 (5年)
- ・74歳 72ヶ月 (6年)
- ・73歳 84ヶ月 (7年)
- ・72歳 96ヶ月 (8年)
- ・71歳 108ヶ月 (9年)
- ・70歳 120ヶ月 (10年)

6-2. 月払い方式

単位:円

		月額		(内訳)				
居室 タイプ	プラン 称	計	家 賃 相当額 (非課税)	介護 費用	食費 (税込)	光熱水費	管理費 (非課税)	
居室 I	月払いプラン	310, 900	180, 000	※ 1	75, 900	_	55, 000	
居室Ⅱ	月払いプラン	473, 400	315, 000	※ 1	75, 900	_	82, 500	

- ※1 生活サポート費がかかる場合があります(「利用料金の算定根拠」参照)。
- ※2 月額(計)には介護保険サービス費は含みません(「6-3. 介護保険サービス費(介護費)参照」)。
- ※3 居室Ⅱは二人入居可能です。

敷金(保証金) 居室 I 500,000円(家賃相当額の約3.0か月分) 敷金(保証金) 居室 II 750,000円(家賃相当額の約2.6か月分)

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	専用居室、共用部分利用のための費用となります。
敷金	月払い方式のみが対象となります。
	 ・お客様の月額利用料その他支払いが滞った場合に備えてお預かりいたします。 ・保証金は、契約終了時に返還します。ただし、入居契約の終了時にお客様のニチイケアパレスに対する債務がある場合には、保証金からその対当額を相殺するものとします。 ・保証金は、契約終了日及び居室明渡し日のうち、いずれか遅い日の翌日から起算して原則90日以内に返還するものとします。
介護費用	[生活サポート費] 月額 88,000円(うち消費税8,000円)(各年齢共通) ・自立(介護保険給付対象外)のお客様のみにかかる費用です。 ・入居後、介護保険の要介護又は要支援認定において「非該当」 (自立)と認定されたお客様にもご負担いただきます。 ・「介護サービス等の一覧表」に基づくサービスを提供するため の人件費となります。 ※介護保険サービス費の自己負担分は含みません。
管理費	施設維持管理費、共用部修繕費、電気、ガス、水道、下水、環境衛生費等
食費	 (食費内訳] ・食材費:36,300円(うち消費税等3,300円) ・厨房管理費:39,600円(うち消費税等3,600円) ※3日前までにお申し出いただければ、欠食時には一食あたり次のとおり返金いたします。 ・朝食 319円(うち消費税等29円) ・昼食 484円(うち消費税等44円) ・夕食 407円(うち消費税等37円) ※厨房管理費は、食事部門人件費・管理費、設備・備品代に充当する為欠食があっても返金されません。 ※当ホームでは食事サービス費については全て軽減税率の対象外となります。
光熱水費	(管理費に含む)
利用者の個別的な選択に よるサービス利用料	[介護保険給付対象外費用] 30 分あたり:1,650円(うち消費税等150円)
	※協力医療機関等以外の通院介助等にかかる利用料となります。 サービスの実施にあたっては事前のご相談が必要となります。
その他のサービス利用料	_

6-3. 介護保険サービス費(介護費)

○基本分					年6月1日
要介護・要支援認定	単位数	介護費	1割負担分	2割負担分	3割負担
要支援 1	183単位/日	56, 382円	5,639円	11,277円	16, 9
要支援 2	313単位/日	96, 435円	9,644円	19, 287円	28,
要介護 1	542単位/日	166,990円	16,699円	33, 398円	50, 0
要介護 2	609単位/日	187,632円	18,764円	37,527円	56,
要介護3	679単位/日	209, 199円	20,920円	41,840円	62,
要介護4	744単位/日	229, 226円	22,923円	45,846円	68,
要介護 5	813単位/日	250, 485円	25,049円	50,097円	75,
○加算分				※ 再介著	隻 1~5のみ
要介護・要支援認定	単位数	介護費	1割負担分	2割負担分	3割負担
夜間看護体制加算※	1122	711000	101//10/10	==12(12)	0 1 1 7 ()
(1)	18単位/日	5,545円	555円	1,109円	1,
(Π)	9単位/日	2,772円	278円	555円	
個別機能訓練加算	V 124/ F1	2, 1, 2, 3	2.0[7]	333131	
(1)	12単位/日	3,697円	370円	740円	1,
(Π)	20単位/月	205円	21円	41円	
協力医療機関連携加算	20十四//1	20011	2111	1111	
協力医療機関が要件を満たす場合	100単位/月	1,027円	103円	206円	
上記以外の場合	40単位/月	410円	41円	82円	
退院・退所時連携加算※	30単位/月	9, 243円	925円	1,849円	2,
退去時情報提供加算	250単位/回	2,567円	257円	514円	2,
入居継続支援加算※	200十四/四	2,00111	20111	01111	
	36単位/日	11,091円	1,110円	2,219円	3,
(II)	22単位/日	6,778円	678円	1,356円	2,
生活機能向上連携加算					
(I)	100単位/月	1,027円	103円	206円	
(Ⅱ)	200単位/月	2,054円	206円	411円	
科学的介護推進体制加算	40単位/月	410円	41円	82円	
ADL維持等加算※	·			·	
(I)	30単位/月	308円	31円	62円	
(Ⅱ)	60単位/月	616円	62円	124円	
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	36,972円	3,698円	7,395円	11,
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/回	205円	21円	41円	
サービス提供体制強化加算					
(I)	22単位/日	6,778円	678円	1,356円	2,
(Ⅱ)	18単位/日	5,545円	555円	1,109円	1,
(Ⅲ)	6単位/日	1,848円	185円	370円	
認知症専門ケア加算					
(I)	3単位/日	924円	93円	185円	
(II)	4単位/日	1,232円	124円	247円	
看取り介護加算 (I)※注)	- 1 1	-, , ,	===, 4		1日あた
a 死亡日以前45~31日	72単位/日	739円	74円	148円	L H 00/C
b 死亡日以前4~30日	144単位/日	1,478円	148円	296円	
F					
c 死亡日の前日と前々日	680単位/日	6,983円	699円	1, 397円	2,
d 死亡日	1280単位/日	13, 145円	1,315円	2,629円	3,
看取り介護加算(Ⅱ)※ 注)					LBあた
a 死亡日以前45~31日	572単位/日	5,874円	588円	1,175円	1,
b 死亡日以前4~30日	644単位/日	6,613円	662円	1,323円	1,
c 死亡日の前日と前々日	1180単位/日	12, 118円	1,212円	2,424円	3,
d 死亡日	1780単位/日	18, 280円	1,828円	3,656円	5,
生産性向上推進体制加算					
(1)	100単位/月	1,027円	103円	206円	
(II)	10単位/月	102円	11円	21円	
	14-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-	102[]	1111	7111	
同即 1	10単位/月	102円	11円	21円	
	5単位/月	51円	6円	11円	
(Ⅱ) 新興感染症等施設療養費	9半世/月	91円	0円		1日あた
	240単位/日	2,464円	247円	493円	LIMIC
 介護職員等処遇改善加算	240半江/日	2,404円	241円	493円	

- ・当ホームの介護保険サービス費(介護費)は、1 単位=10.27 円(6 級地)です。
- ・介護費は、(介護費の単位)×(1単位の単価)×(利用日数)で求め、小数点以下切り捨て。
- ・続いて法定代理受領相当分を、1割負担分の場合は介護費の9割、2割負担分の場合は介護費の8割、3割負担分の場合は介護費の7割でそれぞれ求め、小数点以下切り捨て。
- ・1割、2割又は3割負担分の額は、介護費から上記により求めたそれぞれの法定代理受領相当分を差し引いた額となります。
- ・実際の介護費は、実際のご利用日数、加算分の適用内容に応じて決定します。
- ・加算分については、施設が基準・要件を満たしていない場合は適用になりません。
- ・償還払いの場合には、法定代理受領相当分に関して、ご自身で市区町村への手続きが必要です。
- ・消費税は非課税です。

※ 負担割合については、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に準じます。

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護*に対する自己負担	国が定める介護報酬による 「6-3.介護保険サービス費(介護費)」参照
特定施設入居者生活介護*における人員配置が手厚い場	まれ いょく 1
合の介護サービス (上乗せサービス)	該当なし
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	「6-1. 一時金方式」参照
想定居住期間(償却年月数)	同上
償却の開始日	契約開始日
想定居住期間を超えて契約が 継続する場合に備えて受 領す	入居者の入居時の年齢、性別、入居・退去データにより、 入居金の 30%と定めています。
初期償却率	入居金の 30%

返還金の	入居後3月以 「3ヶ月以内の解約」条項に基づく入居金の返還金の額は以下により算
算定方法	内の契約終了出します。
	返還する入居金の額= (受領済みの入居金全額) - (日割家賃※1 × 契約開始日から起算し て契約終了日までの日数※2)
	※1 日割家賃=1ヶ月分の前払家賃相当額 ÷ 30 (1円未満の端数切捨て)
	居室 I 標準プラン(各年齢共通) 2,333円 居室 II 標準プラン(各年齢共通) 4,666円
	※2 契約終了日より居室明け渡し日が遅い場合は、居室明け渡し日までの日数
	◎ 返還金の例:「標準プラン・居室 I 」入居金 6,000,000 円でご入居の方→1月1日が契約開始日で、同年1月20日(20日間)が契約終了日の場合
	返還金 5,953,340 円= (入居金 6,000,000 円) - (日割家賃 2,333 円×20 日)

返還金の 算定方法 つづき	入居後3月経過 後の契約終了	◎ 想定居住期間の前払家賃相当額(入居金70%の額)は、入居日の翌日から起算して3ヶ月経過後、想定居住期間満了日までに契約が終了した場合には、次のイ又は口により算出した額を返還するものとします。なお、以下において、契約終了日の属する月を「契約終了月」とします。
		イ 契約終了日が月の初日の場合 返還金= (入居金×70%) - {(償却開始月の前払家賃相当額)+(1 ヶ月分の前払家賃相当額 × 償却開始月翌月から 契約終了月前月までの月数)}
		ロ 契約終了日が月の初日でない場合 返還金= (入居金×70%) - [(償却開始月の前払家賃相当額)+(1 ヶ月分の前払家賃相当額 × 償却開始月翌月から 契約終了月前月までの月数)+ {(1ヶ月分の前払家賃相当額 ÷30)×(契約終了月の初日から起算して契約 終了日の前日までの日)}]※1円未満の端数切捨て
		(備考) ・ 償却期間終了後の返還金はありません。 ・ 解約時の返還金は、入居契約終了日及び居室明渡し日のうちいずれか遅い日の翌日から起算して原則90日以内に返還するものとします。
		 ◎ 返還金の例: 「標準プラン・居室 I 」入居金 6,000,000 円でご入居の方 →1月1日が契約開始日で、1年後の1月1日(月の初日)が 契約終了日の場合
		返還金 3,360,000 円= (6,000,000 円×70%)ー {70,000 円+(70,000 円×11 ヶ月)}
前払金の	1 連帯保証を行	テう銀行等の称 <u>一</u>
保全先	2 信託契約を行	テう信託会社等の称 みずほ信託銀行による保全
		テう保険会社の称 —
	4 全国有料老儿	(ホーム協会
	5 その他(称:)

7. 入居者の状況【令和6年7月1日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	19 人
	女性	77 人
年齢別	65 歳未満	0人
	65 歳以上 75 歳未満	1人
	75 歳以上 85 歳未満	20 人
	85 歳以上	75 人
要介護度別	自立	1人
	要支援1	17 人
	要支援2	7人
	要介護1	23 人
	要介護2	19 人
	要介護3	13 人
	要介護4	11人
	要介護5	5 人
入居期間別	6ヶ月未満	12 人
	6ヶ月以上1年未満	11人
	1年以上5年未満	40 人
	5年以上10年未満	23 人
	10 年以上 15 年未満	10 人
	15 年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	89.8歳
入居者数の合計	96 人
入居率**	96.7%
ツ 1 日本粉の入計ナ、1 日孛目粉で除しっ	て得くれた割合 味的にてたしむ。ていて老まり巳老に合

※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	人
	社会福祉施設	人
	医療機関	8人
	死亡者	13 人
	その他	人
生前解約の状況	施設側の申し出	人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	8人
		(解約事由の例) 医療機関入院後に恒常的な医療行為が必要となり退去

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

	(=>(1)(1)(1) () () () () ()	ツ((ル)			
窓口の称(1)		お客様相談室			
電話番号		0120-82-6501			
対応している時	平日	午前9時~午後5時			
間	土曜	_			
	日曜・祝日				
定休日		土日祝祭日、年末年始			
窓口の称(2)		ニチイホーム 柏の葉 担当者 ホーム長(管理者) 寺澤 瞬			
電話番号		04-7137-2411			
対応している	平日	午前9時30分~午後5時30分			
時間	土曜	同上			
3 113	日曜・祝日	同上			
定休日		担当者公休日 ・事情により即時に対応できない場合があります。 ・面談は事前に電話予約が必要となります。 ・他に、ホーム内に【意見箱】を設置しています。 ご意見・ご要望等がありましたら、所定用紙にご記入の上随時ご投函ください。			

窓口の称(3)		柏市 高齢者支援課・法人指導課				
電話番号		04-7167-1111 (代)				
対応している	平日	午前 8 時 30 分~午後 5 時 00 分				
時間	土曜	_				
日曜・祝日						
定 休 日		土日祝祭日、年末年始				
窓口の称(4)		千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理係				
電話番号		043-254-7428				
対応している	平日	午前 8 時 30 分~午後 5 時 30 分				
時間 土曜 日曜・祝日		時間外は留守電対応				
		同上				
定 休 日		土日祝祭日、年末年始				

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1	あり	(その内容) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 綜合賠償責任保険
	2	なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1	あり	(その内容) ニチイケアパレスは、ニチイケアパレスの責めに帰すべき事由によりお客様の生命、身体、財産又は名誉に損害を発生させた場合には直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに相当因果関係の範囲内の損害を賠償するものとします。但し、お客様にも責めに帰すべき事由が存するときは、賠償額が減額されるものとします。
	2	なし	
事故対応及びその予防のための指針	1	あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意	1	あり	実施日	令和	6年3月	10	日
見箱等利用者の意見等を把			結果の開示	1	あり	2	なし
握する取組の状況	2	なし					
第三者による評価の実施状	1	あり	実施日				
況			評価機関称				
			結果の開示	1	あり	2	なし
	2	なし					

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	③ 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない

10. その他

運営懇談会	1 あり (開催頻度)年2回				
	2 なし				
	1 代替措置あり (内容)				
	2 代替措置なし				
提携ホームへの移行	1 あり (提携ホーム:事業主体が運営するニチイホーム)				
【表示事項】	2 なし				
有料老人ホーム設置時の老人	1 あり 2 なし				
福祉法第 29 条第1項に規定	3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、				
する届出	高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、				

高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定	1 あり 2 なし		
するサービス付き高齢者向け 住宅の登録			
有料老人ホーム設置運営指導			
指針「5.規模及び構造設	1 あり 2 なし		
備」に合致しない事項			
合致しない事項がある場			
合の内容			
「6. 既存建築物等の活	1 適合している(代替措置)		
用 の場合等の特例」への	2 適合している(将来の改善	崇計画)	
適合性	3 適合していない		
有料老人ホーム設置運営指導			
指針の不適合事項			
不適合事項がある場合の			
内容			
	高齢者虐待防止対策検討委員会 の定期的な開催	1あり	2 なし
高齢者虐待防止のための取組 状況	指針の整備	1あり	2なし
WAL	研修の定期的な実施	1あり	2 なし
	担当者の配置	1あり	2なし
	身体拘束適正化委員会の開催	1あり	2なし
	指針の整備	1あり	2なし
身体拘束等廃止のための取組の 状況	研修の実施	1あり	2 なし
7,00		1あり	2 なし
	緊急やむ得ない場合に行う身体 拘束その他の入居者の行動に制 限する行為(身体拘束等)	身体的拘束等を行うび時間、入居者の状むを得ない場合の理	況並びに緊急や
		1あり	2 なし
	感染症に関する業務継続計画 (BCP)	1あり	2 なし
業務継続計画の策定状況等	災害に関する業務継続計画 (BCP)	1あり	2 なし
	従業者に対する周知の実施	1あり	2なし
	定期的な研修の実施	1あり	2 なし
	定期的な訓練の実施	1あり	2 なし
	定期的な見直し	1あり	2 なし

添付書類:別添1 (別に実施する介護サービス一覧表) 別添2 (介護サービス等の一覧表)

<u>*</u>				
	説明年月日	令和 年	月	目
	説明者署			

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署を求める。

別添1 事業主体が柏市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類	事業所の称	所在地		
<居宅サービス>				
	あり	なし		
訪問入浴介護		なし		
訪問看護		なし		
訪問リハビリテーション		なし		
居宅療養管理指導		なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	ニチイホーム柏の葉	千葉県柏市正連寺 544 番地中央 136 街区 7
福祉用具貸与		なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
	W))	1.6.0		
<地域密着型サービス>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
1 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1	(4)	140		
居宅介護支援	あり	なし		
<居宅介護予防サービス>	<u>I</u>	l		
	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
		なし		
介護予防居宅療養管理指導		なし		
介護予防通所リハビリテーション		なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	ニチイホーム柏の葉	 千葉県柏市正連寺 544 番地中央 136 街区 7
介護予防短期入所索養介護		なし	ーノイル ム阳の来	I 未永恒中工是寸 ₹₹ 田地里大 130 街区 (
介護予防特定施設入居者生活介護		なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
	あり	なし		
	0) 9	14 U		
	1.2.20	11 2. 5 1	1	
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
<介護保険施設>			l	
	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設				
	あり	なし		
介護医療院	あり	なし		

介護サービス等の一覧表

	自 立		要支援1・2		要介護1~5		
介護を行う場所	一般居室(氵	兼介護居室)	一般居室(茅	一般居室(兼介護居室)		一般居室(兼介護居室)	
	生活サ ポート費 に含む サービス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービ 費 (介に 変 き か サービ ス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サー(介護 費) にに 費 サー ス	その都度 徴収する サービス	備考
<介護サービス>							
○巡回							
昼間 9:00~ 18:00	適宜対応	—	適宜対応		適宜対応	—	
夜間 18:00~翌9:00	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○食事介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○排泄介助		—	適宜対応	_	適宜対応	_	
○おむつ交換		—	適宜対応	_	適宜対応	—	
○おむつ代		実費		実費	_	実費	
○入浴							
• 一般浴介助、特浴介助	_	—	週2回	—	週2回	_	
・清拭	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○身辺介助							
• 体位交換	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・居室からの移動	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・衣類の着脱	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・身だしなみ介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○機能訓練 (生活リハビリ)	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○通院時の介助							
・協力医療機関等	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応		注1
・協力医療機関等 以外	—	別途費用 負担	—	別途費用 負担	—	別途費用 負担	注2 注3
○緊急時対応							
・ナースコール	24時間対応	—	24時間対応	—	24時間対応	—	
· 受診	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
<生活サービス>							
○清掃	週2回	_	週2回	—	週2回	_	
○シーツ交換	週1回	—	週1回	—	週1回	—	
○洗濯	週2回	—	週2回	_	週2回	_	
○居室配膳・下膳	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	_	
○理美容		実費		実費		実費	
○買物代行	週1回	—	週1回		週1回	—	注4
○介護保険関連の 手続き援助	_	_	適宜対応	_	適宜対応		

	自	<u> </u>	要支持	爰1・2	要介記	€1∼5	
	生活サ ポート費 に含む サービス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス 費) サービス カービス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス サー () に サービ ス	その都度 徴収する サービス	備考
<健康管理サービス>							
○健康相談	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○定期健康診断 (基本検診項目)		年2回 実費		年2回 実費	—	年2回 実費	
○健康診断 (基本検診項目以外)	_	実費	_	実費	_	実費	
○生活指導	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○医師の訪問診療	_	月 2 回 実費	_	月2回 実費	_	月2回 実費	
○医師の往診		実費	_	実費	_	実費	
• 救急時対応	_	実費	_	実費	_	実費	注5
○外来受診	_	実費	_	実費	_	実費	
< 入退院時、 入院中のサービス > ○ 入退院時の移動の介助							
• 協力医療機関等	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	_	注1
・協力医療機関等 以外	_	別途費用 負担		別途費用 負担	_	別途費用 負担	注2 注3
○医療費	_	実費	_	実費	_	実費	
○入院中の洗濯物交換	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	_	注6
<その他サービス>		. I. das s		o London S		. I . . l . .	
○レクリエーション	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	
○福祉用具	_	—	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	注7

- ※ 自立の方を除き、実際のサービスの内容・頻度・回数は、特定施設サービス計画書(ケア プラン)に基づき提供いたします。
- ※ 上記以外のサービスにつきましては、別途相談とさせていただきます。 実施する場合は、実費又は30分毎に1,650円(うち消費税等150円)あるいはその両方の 費用がかかります。
- 注1) 協力医療機関への通院及び協力医療機関の指示に基づく通院・入退院時の送迎介助 は、 「介護保険サービス費(介護費)に含むサービス」となり、別途の費用負担は発生しません。
- 注2) 協力医療機関等以外の医療機関への通院及び入退院時の送迎介助は、30分毎に1,650円 (うち消費税等150円) とタクシー代・駐車場代等の実費をご負担いただきます。 ただし、車両の使用状況や職員の配置状況により、対応できない場合があります。
- 注3) 「介助」に該当しない運転手のみの送迎サービス (病院、買い物、駅等への送迎) は行って おりません。ご家族で送迎していただくか、公共交通機関・タクシー等をご利用ください。
- 注4) 買い物代行サービスは週に1回、ホームが指定した店舗の取扱商品に限らせていただきます。
- 注5) 急に身体の具合が悪くなった場合は、職員が的確かつ迅速に対応に当たります。 また、状況により医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院ができる ように対応いたします。
- 注6) 衣類(洗濯物)交換、おむつ等備品お届けなど
- 注7) 介護上必要な、標準仕様の車いす・杖・歩行器・エアーマット等についてはホームで準備 させていただきます。特別な希望による福祉用具はお客様の実費負担になります。